

中部地区土地政策推進連携協議会分科会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中部地区土地政策推進連携協議会規約（以下「規約」という。）第16条第5項に基づき、分科会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 分科会は、規約第4条に定める会員をもって組織する。

2 分科会は、同条に定める準会員を出席させ、意見等を聴くことができる。

(分科会)

第3条 分科会は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ右欄に掲げる担当部局の所掌事務に係る活動を行うものとする。

名 称	担 当 部 局
第一分科会	中部地方整備局 用地部・建政部
第二分科会	名古屋法務局 民事行政部

(役員)

第4条 各分科会に分科会長を1名を置く。

2 分科会長は、会員の協議により選任する。

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を統括する。

2 分科会長は、当分科会に属する会員を選出する。

(会議)

第6条 会議は、分科会長の要請により必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 必要に応じて、関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する部局等が掌る。

附 則

この要領は、平成31年2月6日から施行する。

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

この要領は、令和5年3月1日から施行する。